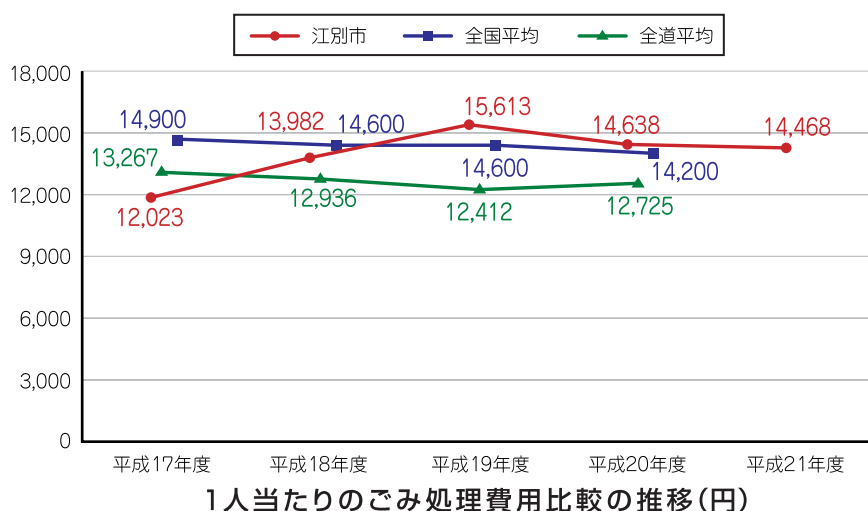
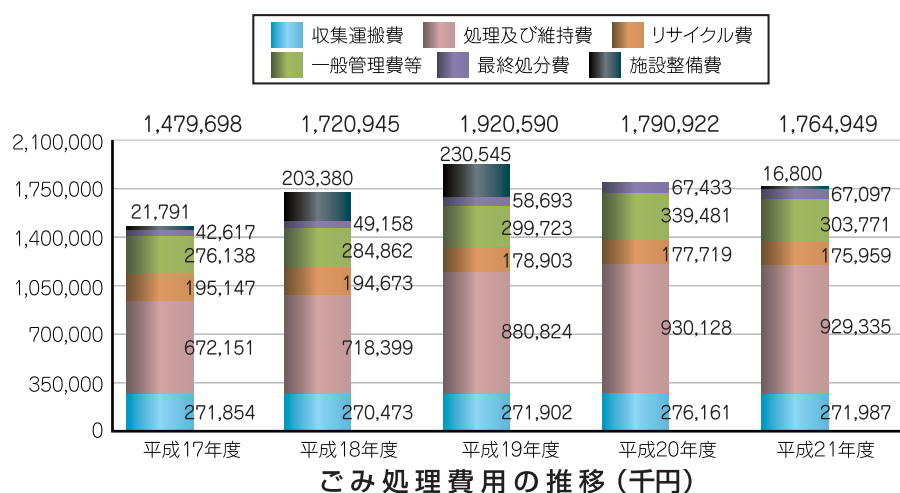


### 第3節 ごみ処理の収支

#### 1. 費用と財源

ごみ処理費用は、平成18年度と平成19年度に大きく増加しました。これは、一つには、旧焼却処理場<sup>\*1</sup>の解体工事と、その跡地に廃棄物ストックヤード<sup>\*2</sup>を建設し、施設整備費が増加したこと、もう一つは、環境クリーンセンターと最終処分場の長期包括委託を行ったことにより、処理及び維持費が増加したためです。なお、収集運搬費や一般管理費等に大きな変化はありません。

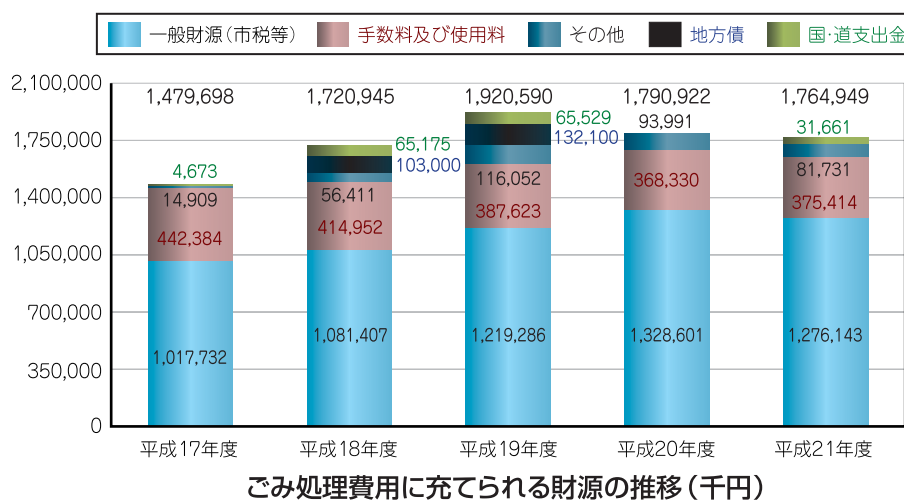
また、1人当たりのごみ処理費用は、平成17年度まで全国平均、全道平均を下回っていましたが、上記の増加要因の影響で平成19年度には上回っています。



\*1 旧焼却処理場：稼働期間 昭和56年4月～平成14年11月  
処理能力 150トン/日 (7.5トン/24h×2基)

\*2 廃棄物ストックヤード：平成19年11月より稼働。危険ごみを保管  
鉄骨造平屋建 196.96㎡、建設費47,678千円

一方、その財源は、施設整備があった平成18年度と平成19年度には、国・道支出金としての補助金のほか地方債が充当されていますが、一般財源\*が増加傾向にあります。



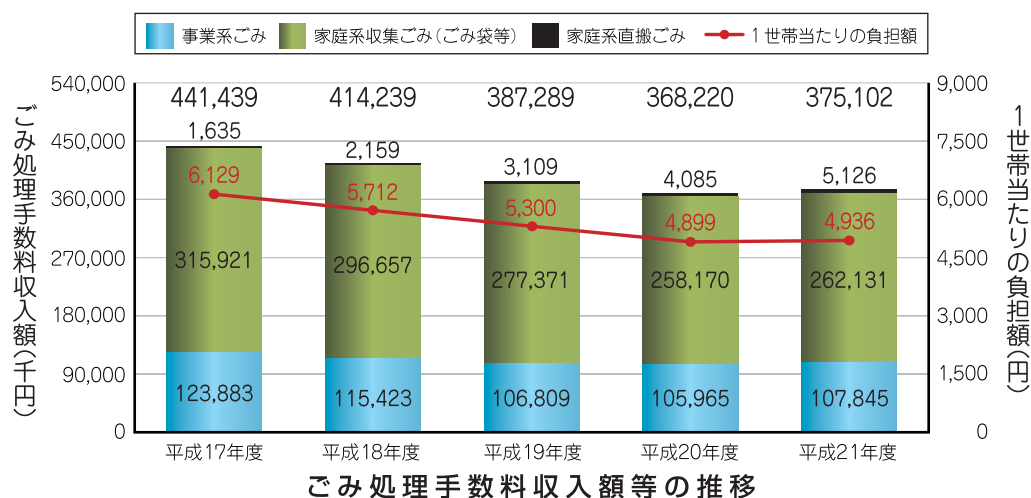
## 2. ごみ処理手数料

ごみ処理費用の一部は、有料の指定ごみ袋とごみ処理券（6ページ参照）の販売収入のほか、環境クリーンセンターへの搬入手数料（家庭系直接搬入ごみ：90円/10kg、事業系ごみ：110円/10kg）で賄われています。

指定ごみ袋とごみ処理券の販売収入は、家庭系ごみの減少に応じて減少し、1世帯当たりの年間負担額も減少していますが、家庭系ごみの直接搬入に係る手数料は、その増加に応じて上昇傾向が見られます。

また、事業系ごみに係る手数料は、排出量の減少に応じて減少傾向にあります。

これら手数料のごみ処理費用に占める割合は、平成21年度において約21%となっています。



\* 一般財源：市の財源のうち用途が特定されず、その裁量により自由に使える収入。市税・地方交付税など。